

公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会 役員報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会（以下「本協会」という。）の定款第33条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬額は、別表「役員報酬額」に定める額とし、理事会、委員会その他理事及び監事の職務の執行に必要な用務日数（出席日数）に応じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、理事会出席の当日に支給する。

(費用)

第6条 本協会は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、その職務執行の地域にかかわらず職務執行に要した費用の実費相当額の範囲内で支給する。

(支給制限)

第7条 役員が公共団体の職員である場合は、この規程中第3条については適用しない。

(公 表)

第8条 本協会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を得て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会の設立登記の日から施行する。

別表 役員の報酬額

	理事及び監事（正会員）	理事及び監事（特別会員）
報酬（日当）	な し	10,000円